

高松市・塩江町合併協議会

第 2 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 5 年 7 月 2 4 日（木）

午後 1 時 3 0 分 ~

場 所：高松市役所 1 1 階 1 1 4 会 議 室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 3 号	幹事長及び副幹事長の互選結果について -----	1
報告第 4 号	監査委員の委嘱について -----	2
報告第 5 号	高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について -----	4
報告第 6 号	高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設 について -----	6

(協 議 事 項)

議案第 8 号	合併協定項目について -----	8
議案第 9 号	合併協定項目の協議方針について -----	1 3
協議第 1 号	合併の方式（協定項目第 1 号）について -----	1 5
協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について -----	1 8
協議第 3 号	市の名称（協定項目第 3 号）について -----	2 1
協議第 4 号	市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について -----	2 2

(そ の 他)

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	2 3
-------------------------------	-----

報告第3号

幹事長及び副幹事長の互選結果について

平成15年7月10日(木)に開催した幹事会において、高松市・塩江町合併協議会幹事会規程第5条第1項の規定に基づき、幹事会の幹事長及び副幹事長が互選されたので、次のとおり報告する。

平成15年7月24日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

幹事長	井竿辰夫(高松市助役)
副幹事長	川田史郎(塩江町助役)

報告第4号

監査委員の委嘱について

高松市・塩江町合併協議会規約第15条第1項の規定に基づき、監査委員を委嘱したので、別紙のとおり報告する。

平成15年7月24日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

監査委員の委嘱について

1 変更前

氏名	備考
花崎政美	高松市代表監査委員
堀川和海	塩江町監査委員

2 変更後

氏名	備考
北原和夫	高松市代表監査委員
堀川和海	塩江町監査委員

3 新たな監査委員の委嘱年月日

平成15年7月16日

報告第 5 号

高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について

高松市・塩江町合併協議会だよりを発行したので、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・塩江町合併協議会だよりの発行について

1 発行目的

高松市・塩江町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

2 発行回数

平成15年度は、3回の発行予定

- ・ 1回 平成15年 7月
- ・ 2回 平成15年10月
- ・ 3回 平成16年 2月

3 発行部数

1回ごとの発行部数は、約126,500部

4 創刊号

別添のとおり

報告第 6 号

高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設について

高松市・塩江町合併協議会ホームページを開設したので、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別 紙)

高松市・塩江町合併協議会ホームページの開設について

1 開設目的

高松市・塩江町合併協議会での協議内容や協議状況及び市町合併に関する情報を住民に提供し、市町合併に対する理解を深めることを目的とする。

2 開設日

平成15年7月14日(月)

3 主な内容

協議会の概要、協議会の開催状況・スケジュール、合併協定項目の協議状況、会議録、会議資料、意見募集コーナー、傍聴のお知らせ、協議会組織図、協議会委員名簿、協議会規約・各規程等

4 情報の更新

随時(会議資料については会議終了後、速やかに、また、会議録については、原則として次回会議までに掲載する。)

5 ホームページアドレス

<http://www.takamatsu-shionoe.jp>

6 ホームページ先頭画面

別添のとおり

議案第 8 号

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

合併協定項目について

合併協定項目	
1	基本的な協議事項
1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2	合併特例法に定める協議事項
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3	その他協議事項
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
4	建設計画に係る協議事項
25	建設計画

(資料1)

合併協定項目の内容について

1 基本的な協議事項

1 合併の方式
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取扱いが違ってくる最も基本的な事項である。
2 合併の期日
合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要がある。また、合併特例法の適用を受けようとするためには、平成17年3月31日が期限となる。
3 市の名称
市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なる。 「新設合併」の場合は、両市町が廃止されるため、合併後の市の名称を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の名称とする。
4 市の事務所の位置
「新設合併」の場合は、新たに事務所の位置を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の事務所の位置となる。
5 財産の取扱い
両市町が持っていた財産(土地、建物、債権、債務など)は、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則である。 また、財産区の財産について、その取扱いについて協議する。

2 合併特例法に定める協議事項

6 地域審議会の取扱い
両市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に関してその長から諮問を受け、又は必要に応じて意見を述べることのできる地域審議会を設置するかどうかを協議する。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い
合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
9 地方税の取扱い
両市町の間地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合に不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議する。
10 一般職の職員の身分の取扱い
一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議する。

3 その他協議事項

11 町名・字名の取扱い
町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、両市町の意向を尊重して協議する。
12 慣行の取扱い
市町章、都市宣言、市町民憲章、市町の花・木などの慣行について、その取扱いを協議する。
13 事務組織及び機構の取扱い
合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議する必要がある。また、支所又は出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要がある。
14 条例・規則等の取扱い
「新設合併」の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効するので、合併後の市において条例・規則を制定する必要がある。 「編入合併」の場合は、編入される市町の条例・規則は、原則として失効し、基本的には編入する市町の条例が適用される。
15 特別職の職員の身分の取扱い
「新設合併」では、特別職の職員は全員身分を失い、「編入合併」では、編入される市町の特別職は身分を失うこととなる。 こうした特別職の職員の処置について協議する必要がある。
16 一部事務組合等の取扱い
両市町が構成団体となっている一部事務組合については、合併後に構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議する必要がある。 また、公社、第3セクター、公益法人等の外郭団体についても、その取扱いについて協議する必要がある。
17 附属機関等の取扱い
附属機関とは、法律・条例により、事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため設置するものであり、類似したものに懇談会、協議会等がある。 こうした附属機関等の取扱いについて協議する必要がある。
18 公共的団体等の取扱い
合併特例法では、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等は、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議する。
19 消防団の取扱い
消防団の組織のあり方について協議する。
20 使用料・手数料等の取扱い
両市町間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い
両市町が交付している各種団体への補助金・交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。
22 国民健康保険事業の取扱い
国民健康保険は、市町が保険者となって運営しており、賦課方式（税方式・保険料方式）、保険料（税）率等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
23 介護保険事業の取扱い
介護保険事業は、市町が保険者となって運営しており、保険料等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
24 各種事務事業の取扱い
<p>上記のほかに、電算システム、病院、消防防災、保健衛生、福祉、商工観光、農林水産、建設、教育、文化等あらゆる分野の住民負担や行政サービスがあるが、両市町で異なっているものについて、調整を行う。</p> <p>これらは住民生活に直接大きな影響を及ぼすものであることから、その取扱いについては、急激な変化を及ぼすことがないように、十分留意し協議する必要がある。</p>

議案第 9 号

合併協定項目の協議方針について

高松市・塩江町合併協議会合併協定項目の協議方針について、別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

合併協定項目の協議方針

1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 基本原則

(1) 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政運営に資すること。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

協議第 1 号

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 号	合併の方式について
香川郡塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。		

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 確認

(資料 1)

合併の方式の事例

合併後の市の名称	合併後の人口	合併前人口	合併期日	合併方式
新潟市	527,324人	新潟市 501,431人	平成13年 1月 1日	編入
		黒埼町 25,893人		
西東京市	180,885人	田無市 78,165人	平成13年 1月21日	新設
		保谷市 102,720人		
さいたま市	1,024,053人	浦和市 484,845人	平成13年 5月 1日	新設
		大宮市 456,271人		
		与野市 82,937人		
さぬき市	57,772人	津田町 8,370人	平成14年 4月 1日	新設
		大川町 6,977人		
		志度町 22,939人		
		寒川町 6,041人		
		長尾町 13,445人		
つくば市	191,814人	つくば市 165,978人	平成14年11月 1日	編入
		荃崎町 25,836人		
福山市	403,915人	福山市 378,789人	平成15年 2月 3日	編入
		新市町 21,695人		
		内海町 3,431人		
静岡市	706,513人	静岡市 469,695人	平成15年 4月 1日	新設
		清水市 236,818人		
東かがわ市	37,760人	引田町 8,635人	平成15年 4月 1日	新設
		白鳥町 12,965人		
		大内町 16,160人		
新居浜市	125,814人	新居浜市 125,537人	平成15年 4月 1日	編入
		別子山村 277人		
呉市	205,382人	呉市 203,159人	平成15年 4月 1日	編入
		下蒲刈町 2,223人		

人口は平成12年10月1日現在(国勢調査のデータ)

新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の策定		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

協議第 2 号

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日について
合併の期日は、現時点において、平成 1 7 年 3 月 3 1 日を目標とする。		

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 確認

(資料 1)

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び塩江町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

(資料 2)

合併の期日の事例

1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年10月 1日(金)	鳥取東部地域 / (注)参照	1市6町2村	編入	平成14年11月15日
平成16年11月 1日(月)	島原地域1市5町合併協議会	1市5町	新設	平成14年 7月 1日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市5町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月 1日(火)	観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会	1市5町	新設	平成14年10月 1日
平成17年 1月~3月	仲多度南部合併協議会	4町	新設	平成15年 4月 1日

(注)鳥取東部地域については、3協議会(鳥取市・国府町・福部町合併協議会、鳥取市・河原町・用糠町・佐治町合併協議会、鳥取市・鹿野町・気高町・青谷町合併協議会)が合同で合併協議を行っている。

その他、平成17年3月、同3月31日、同3月31日まで、としている地域も相当数見られる。(例/岐阜市ほか1市4町、洲本市ほか1町、山口市ほか1市4町の合併協議会等)

協議第 3 号

市の名称（協定項目第 3 号）について

市の名称（協定項目第 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 3 号	市の名称について
市の名称は、高松市とする。		

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 確認

協議第 4 号

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	市の事務所の位置について
市の事務所の位置は、高松市番町一丁目 8 番 1 5 号とする。		

平成 1 5 年 7 月 2 4 日 確認

4 その他

(1) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第3回会議

(ア) 日時 平成15年8月20日(水)午前10時

(イ) 場所 高松市役所 11階 114会議室

イ 第4回会議

(ア) 日時 平成15年9月26日(金)午後1時30分

(イ) 場所 塩江町役場 2階 大会議室

(2) その他